

「MOVE NEXT UTSUNOMIYA」事業推進有識者会議設置要綱

令和5年3月24日制定

(名称)

第1条 本会は、「MOVE NEXT UTSUNOMIYA」事業推進有識者会議
(以下「有識者会議」という。)と称する。

(目的)

第2条 公共交通利用促進運動「MOVE NEXT UTSUNOMIYA」事業について、公共交通の利用促進の専門的な知見等を有する有識者から、各種事業内容や、取組に関する評価・分析などについての意見を伺い、効果的に事業を展開するために有識者会議を設置する。

(所掌)

第3条 有識者会議は、次に掲げる事項について助言する。

- 一 各種事業内容及びトータルコーディネート
- 二 取組に関する評価・分析
- 三 その他上記に関連した必要な事項

(組織)

第4条 有識者会議は、別表に掲げる委員により構成する。

- 2 有識者会議には、座長を置き、委員の互選によってこれを定める。
- 3 座長は、有識者会議を代表し、会務を総理する。
- 4 座長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させることができる。
- 5 委員又は前項の規定により会議に出席した委員以外の者に対し、謝礼金を支払うことができる
- 6 座長に事故があるときは、座長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(有識者会議の公開)

第5条 有識者会議及び有識者会議の資料は原則公開とする。なお、議事要旨については、有識者会議の終了後に作成し、後日公開する。ただし、座長が非公開を適当と認めるときは、この限りでない。

(守秘義務)

第6条 委員又は第4条4項の規定により会議に出席した委員以外の者は、会議に関連して知りえた情報を他にもらしてはならない

(事務局)

第7条 有識者会議の事務局は、総合政策部交通政策課とする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、有識者会議の運営に関して必要な事項は、座長が別に定める。

附則

この要綱は、令和5年3月24日から施行する。